

東三番街自治会会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、東三番街自治会(以下「本会」という。)と称し、その事務所を団地内集会所に置く。
- 第2条 本会は、団地内居住者の基本的人権を尊重するとともに、共同生活を通じて地域住民の親睦および福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。
- 一 会員の福利厚生に関すること
 - 二 生活環境の整備改善に関すること
 - 三 文化および体育に関すること
 - 四 広報に関すること
 - 五 外部団体との連絡調整に関すること
 - 六 児童の育成に関すること
 - 七 防災、防犯および交通安全に関すること
 - 八 その他、本会の目的を達成するために必要なこと
- 第4条 本会は、特定の個人または団体に利するような政治、宗教およびこれらに類する活動は行わない。
- 第5条 本会は、保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律等を遵守し保護に努めるため、別途、「東三番街自治会個人情報取扱ルール」を定める。

第2章 会員

- 第6条 本会の会員は、団地内に居住し入会を希望する者とし、一世帯を一単位とする。
- 2 本会の会員は、一般会員並びに特別会員で構成する。
 - 3 会員は原則一般会員とする。
ただし特別な事情により、特別会員を希望する者は会費徴収と合わせて、自治会長(以下「会長」という。)あてに担当班長を通して申告書を提出する。
 - 4 会長は、役員会で協議した上でやむを得ないと認めた場合は、その旨を本人に通知するとともに、役員及び担当班長に報告する。
 - 5 特別会員は、次の各号に該当するものとする。
 - 一 次に挙げる理由により役員になることが困難な場合(以下、「特別会員(A)という。」)
 - イ 高齢世帯(世帯主の夫婦が75歳以上)
 - ロ 世帯主等が特別な事情で不在となる世帯
 - ハ その他介護等の特別な事情のある世帯
 - 二 特別な事情により会費を支払うことが困難な場合(以下、「特別会員(B)という。」)
 - 6 入会届及び第3項に掲げる自治会会員(特別会員)申告書の様式は、別紙のとおりとする。
- 第7条 本会の会員は、脱会の申出または転居をもって脱会とする。
- 第8条 本会の会員は、次の権利を有する。
- 一 本会の活動に参加しその利益を受けること
 - 二 本会の会則の定めにより役員を選出または役員に選出されること
 - 三 本会の保有する関係書類を閲覧すること

第3章 役員

- 第9条 本会には、役員13名および班長18名を基準として置く。
- 2 役員は、会長1名、監事1名を含む別表(役員構成)の役員を次の区分により設置することを基準とする。

ただし、立候補により役員の定数が達したときは、下の区分によらないものとする。

- 一 2号棟および4号棟は2個連で1名以上
 - 二 3号棟は2名以上
 - 三 前二号以外の号棟 それぞれ号棟につき1名以上
- 3 特別会員は、役員を免じるものとする。
- 4 班長は、階段または4～8の階(707)を単位とし、次の区分で設置することを基準とする。
ただし、会員等の数が1単位の半数に満たない場合は、役員会の承認をもって近隣の班と合わせ1単位とすることができるものとする。
- 一 1号棟は1～8階、9～14階毎に1名
 - 二 2号棟および4号棟は2個連で1名
 - 三 3号棟東エレベーターは1～8階に1名
 - 四 3号棟西エレベーターは1～6階、7～10階毎に1名
 - 五 5～9号棟は中央階段、東階段、西階段とし階段単位毎に1名
 - 六 10号棟は1～5階、6～9階毎に1名

第10条 役員は総会の決議により、班長は班内会員の総意により選出する。

- 2 役員候補者は、原則として会員の自由意志に基づく立候補により選出する。但し、立候補の呼びかけの結果、前条役員設置区分による役員立候補者がなかった場合、当該役員候補者を選出すべき区分内の班長が互選により役員候補者を選出する。
- 3 班長候補者は、前条班長設置区分毎に選出要領を定めて候補者を選出する。

第11条 役員および班長の任務は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、会長は、本会の業務の遂行に関して総会に報告する。
- 二 副会長は、会長を補佐する。また、会長が職務を遂行できないとき、その職務を代行する。
- 三 監事は、会務および会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 四 環境専門委員長は、委員を会員より選出し、委員会を構成し、生活環境の改善に努める。
- 五 一般役員は、別表(役員構成)の役職を担当し、その他、役員会の定めるところに従い自治会の業務を担当する。
- 六 班長は、会員との連絡調整にあたりと共に会費の徴収、資料の配布、回覧等の業務を担当する。
- 七 役員および班長は、第13条2項一号で定める自主防災組織の構成員を兼ねる。

第12条 役員および班長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 機関

第13条 本会には、次の機関を置く。

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 委員会
- イ 環境専門委員会
- ロ 相談役委員会
- ハ ホームページ委員会

2 本会は、東三番街管理組合(以下、管理組合という)と共同で次の機関を置く。

- 一 自主防災組織
- 二 防災対策専門委員会

第14条 総会は、本会の最高機関であり、会員全員で組織する。

- 2 総会の種類は、定期総会および臨時総会とする。
- 3 定期総会は、毎年1回、3月または4月に開催する。
- 4 臨時総会は、会員の5分の1以上の要求があった場合、または会長が必要と認めた場合に開催する。
- 5 総会は、委任状を含む過半数の出席をもって成立し、議題表決はその過半数をもって決する。但し、賛否同数の場合は会長が決定する。なお、役員会において、やむを得ない事情により総会の開催が困難と判断した場合には、過半数の委任状をもって成立し、委任状の過半数の承認をもって決する

事ができる。賛否同数の場合は会長が決定する。

第 15 条 次の事項は総会の決議を得なければならない。

- 一 会則の変更または廃止
- 二 役員を選任または解任
- 三 会費の金額の決定または変更
但し、年度内に限った会費の減額については、役員会の決議と会員への公示を行うことで変更できるものとする。この会費の減額は臨時的なものとし、次年度は会則に従った金額とする。
- 四 事業計画および収支予算の承認
- 五 事業報告および収支決算の承認
- 六 会員の 5 分の 1 以上が要求した付議事項

第 16 条 役員会の構成、招集および運営は次による。

- 一 役員会は、本会の運営および活動を審議する機関とし、役員全員で組織する。
- 二 役員会は、会長が必要と認めた場合、または役員 2 分の 1 以上の要求があった場合に招集する。
- 三 役員会は、役員 過半数の出席をもって成立し、議題の表決は出席役員 過半数の賛成をもって決する。
- 四 会長は、必要に応じて班長を役員会に招集することができる。
- 五 役員会は、役員が転居、疾病等で退任する場合、兼任可能役員に兼務提案し、一ヶ月の公示を経て選任することができる。

第 17 条 委員会の構成、招集および運営は次による。

- 一 委員会は、委員長および委員によって構成される。
 - 二 委員長は、必要と認めた場合、委員を招集する。
 - 三 委員長は、委員会決定事項を、役員会に報告する義務を負う。
 - 四 相談役委員会の委員長は、会長が任にあたる。
 - 五 ホームページ委員会の委員長は、広報担当役員が任にあたる。
- 2 管理組合と共同で設置する機関の構成、招集及び運営は次による。
- 一 自主防災組織は、管理組合と協議し役員会により決議した「東三番街自主防災組織運営規則」により設置・運営する。
 - 二 防災対策専門委員会は、管理組合と協議し役員会により決議した「防災対策専門委員会設置運営要綱」により設置・運営する。

第 5 章 会計

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 19 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

第 20 条 一般会員及び特別会員（A）は、本会の活動に必要な経費に当てるため、半期 2,000 円の会費を納めなければならない。

第 21 条 会費は、4 月から 9 月までの半期分を 4 月末までに、10 月から翌年 3 月までの半期分を 10 月末までに納入するものとする。

- 2 転入による新規入居者及び再加入者は、月割りで月額 350 円で計算し次月分からの会費を納入する。
- 3 一般会員及び特別会員（A）は、納入された会費の返還請求はできない。

第 6 章 弔慰規定

第 22 条 この規定は、会員および東三番街に同居しているその家族の弔慰に関する事項について定める。

第 23 条 この規定に定める弔慰金を受ける事由の発生した場合は、会長へ届ける。

- 2 前項に定める届出について必要と認めた場合には、証明書の提出を求めることがある。

第 24 条 会員およびその家族が死亡の際の、弔慰金は 5,000 円とする。

別表
役員構成

役職	役員数	備考
会長	1名	兼任不可
副会長	1名を基準とする	兼任可
監事	1名	兼任不可
衛生	1名を基準とする	兼任可
環境専門委員長	1名	兼任可
事務局	1名を基準とする	兼任可
広報	1名を基準とする	兼任可
会計	1名	兼任不可
厚生文化	1名を基準とする	兼任可
体育	1名を基準とする	兼任可
防災・防犯・交通安全	1名を基準とする	兼任可

(改定 2008年(平成20年)3月23日)
(改定 2012年(平成24年)3月25日)
(一部改定 2013年(平成25年)3月24日)
(一部改定 2017年(平成29年)3月26日)
(一部改定 2019年(平成31年)3月24日)
(一部改訂 2021年(令和3年)3月28日)
(一部改訂 2022年(令和4年)3月27日)
(一部改訂 2023年(令和5年)3月26日)

自治会入会届

_____年 _____月 _____日

_____号棟 _____号室

氏名 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

ご家族 _____人

※封筒に入れて「会長宛」、担当の班長に提出いただくか、又は集会所のポストに投函願います。

<個人情報の取り扱いについて>

- ご記入いただいた個人情報は、会員及び役員との諸連絡、会員の親睦、町内会・自治会活動、防犯・防災・災害活動等を行う場合に利用します。
- 本書に記載いただいた情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく利用目的以外での使用や第三者に提供したりすることはありません。

自治会会員（特別会員）申告書

_____年 _____月 _____日

東三番街自治会長あて

_____号棟 _____号室

氏名 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

下記の理由により、役員になることが困難なので自治会会則第6条第3項に基づき、来年度は【※1 特別会員(A)・特別会員(B)】を申告します。

理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
	※2 世帯人数 (_____名 ・ 世帯夫婦 _____歳 _____歳)
自治会長審査欄	※3 _____承認する ・ _____承認しない

- ※1 希望者は、特別会員(A)、特別会員(B)のどちらかに○をして下さい。
- ※2 高齢により特別会員(A)を申告する場合、世帯人数と世帯夫婦の年齢を記載してください。
- ※3 自治会長審査欄には記載しないでください。
- ※4 特別会員の希望者はこの申告書を封筒に入れて「会長宛」、担当の班長に提出いただくか、又は集会所のポストに投函願います。

<個人情報の取り扱いについて>

- ご記入いただいた個人情報は、会員及び役員との諸連絡、会員の親睦、町内会・自治会活動、防犯・防災・災害活動等を行う場合に利用します。
- 本書に記載いただいた情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく利用目的以外での使用や第三者に提供したりすることはありません。